

平成二十一年厚生労働省令第百五十四号

日本年金機構法第三十二条第二項の業務方
法書に記載すべき事項を定める省令

日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第
三十二条第二項の規定に基づき、日本年金機構法
第三十二条第二項の業務方法書に記載すべき事項
を定める省令を次のように定める。

日本年金機構法（以下「法」という。）第三
十二条第二項の業務方法書に記載すべき事項

は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十七条並びに附則第十八条第一項及び
第三項に規定する業務に関する事項

二 業務の委託に関する基準

三 競争入札その他契約に関する基本的事項

四 役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行
が法その他の法令に適合することを確保するた
めの体制その他日本年金機構の業務の適正を確
保するための体制に関する事項

五 その他日本年金機構の業務の執行に関して必
要な事項

附 則

この省令は、平成二十一年一月一日から施行
する。